



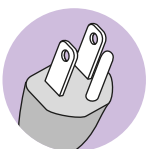
配線器具

コンセントの接地極付化の要求に変更がありました。

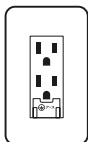
住宅に施設するすべてのコンセント (特定機器用、特定場所を除く)(3202-3条7)

将来の家電製品の接地極付プラグ化に備えて、住宅に施設するすべてのコンセントは接地極付とすることが、**勧告的事項**に変更されました。

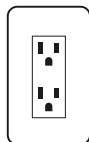
接地極付2Pプラグ



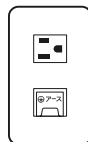
<おすすめコンセント>



アースターミナル付
接地極付コンセント



接地極付
コンセント



アースターミナル付
接地極付コンセント

接地極付コンセントは、差込プラグが2極(接地リード線付)の場合でも、確実に接地を行えるようアースターミナル付のコンセントを施設するのが望ましい。

台所、厨房等に施設するコンセント (特定場所)(3202-3条4)

義務

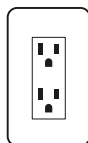
変更

勧告

台所、厨房、洗面所、便所に施設するコンセントは接地極付とすることが**義務的事項**に変更されました。



アースターミナル付
接地極付コンセント

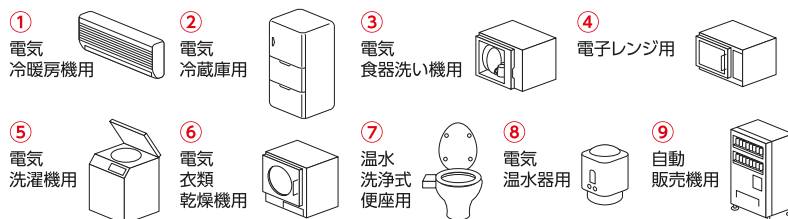


接地極付
コンセント

特定機器用のコンセント (3202-3条1)

義務

下記の特定機器用のコンセントは、接地極付とすることが**義務的事項**です。



屋外用の防雨コンセント (特定場所)(3202-3条4)

義務

変更

勧告

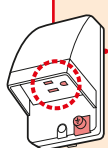
屋外用の防雨コンセントなどは、接地極付コンセントにすることが**義務的事項**に変更されました。

アースターミナル付
2P防雨コンセント



アースターミナルがあっても
接地極なしは認められません。

アースターミナル付
接地極付
防雨コンセント



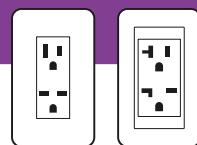
頻繁にプラグを挿抜する 屋外用防雨コンセント(3202-4)

電動車両充電のような頻繁にプラグを挿抜する用途には、抜止式コンセントは適さないので施設しないことが注意喚起されました。シニアカー、電動バイク、超小型モビリティなどの電動車両充電用コンセントは、当工業会規格JWDS0037を参照ください。

100V/200Vコンセント (3202-3条6)

勧告

単相3線式分岐配線に用いる100/200V併用コンセントは、接地極付とすることが**勧告的事項**です。



100/200V併用
接地極付コンセント

「各種マーク」の意味と重要度

高い

重要度

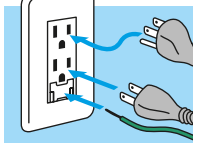
低い

勧告

変更

推奨

紹介



義務

本規定(義務的事項)採用

電気設備の技術基準の解釈に規定してある事項及び解釈では規定されていないが、専門部会が審議した結果、施工上保安に関して必要であると判断した事項



勧告

予備規定(勧告的事項)義務的運用が基本。応用も認められる。

電気設備の技術基準の解釈では規定されていないが、専門部会が審議した結果、施工上保安に関して配慮を要すると判断した事項



推奨

予備規定(推奨的事項)おすすめ

電気設備の技術基準の解釈では規定されていないが、専門部会が審議した結果、サービス上、経済上その他特に推奨する事項



紹介

安全のため紹介された事項

NEW

壁や床に上向きに施設するコンセント(3202-2条②注)

コンセントを上向きに施設する場合は、ホコリの堆積によるトラッキングを防止するため、カバー付のものを使用することが推奨されました。

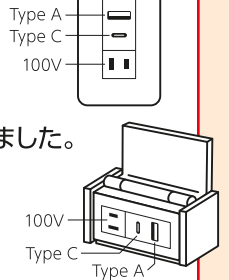


推奨

NEW

情報機器用コンセント(USBコンセント)(3202-2条⑩)

スマートフォンやタブレット等への電源供給に用いる情報機器用コンセントとして新たにUSBコンセントの施設方法が明確化されました。なお、USBコンセントは、水気のある場所には施設できないことが義務的事項になりました。



義務

NEW

情報機器用の専用分岐回路について(3605-3条6)

住宅の分岐回路数を示す3605-5表に、情報機器用の専用分岐回路を施設する場合の規定が追加されました。情報機器による専用の分岐回路を施設する場合も必要に応じαに加算すること。なお、情報機器とは、パソコン、液晶ディスプレイ等をいい、施工の詳細は、当工業会技術資料JWD-T39を参照ください。

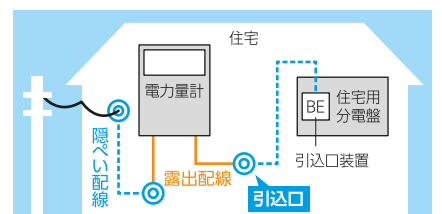


勧告

NEW

引込口の定義について(1100-1条⑤)

引込口の定義が明確化されました。引込口は、電力量計の負荷側で、屋外又は屋側からの電路が、家屋の外壁を貫通する部分



紹介

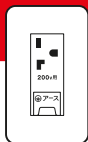
200Vコンセント(3202-3条2)

住宅に施設する200Vコンセントは、接地極付とすることが義務的事項です。

15・20A兼用アースターミナル付接地極付コンセント(200V)



義務





電気自動車等普通充電設備

電気自動車等の普通充電設備に関する施設規定が拡充されました。

走行用蓄電池の容量が40kWhを超える大容量の蓄電池搭載車種の場合、従来の充電用コンセント設備では帰庫後直ちにそのため、軽自動車級EV/PHEVから大容量蓄電池搭載EVに至るまで広く対応する『6kW充電設備』は、今後、一般住宅

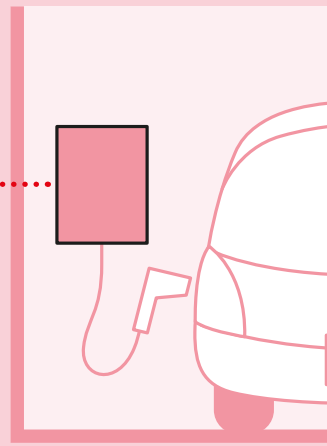
専用分岐回路とその配線について(3597-4条)



分岐回路の種類に、6kW充電設備に対応する40A分岐回路が追加されました。

分岐回路の種類	配線太さ(銅線)	コンセントの 定格電流	最大連続 充電電流
20A配線用遮断器	直径2.0mm 若しくは 2.6mm (断面積3.5mm ² 若しくは 5.5mm ²)	15A	15A
		20A	16A
30A配線用遮断器	直径2.6mm (断面積5.5mm ²)	30A	24A
NEW 40A配線用遮断器	直径3.2mm (断面積8mm ²)	— 【備考】	32A

【備考】40A配線用遮断器の配線による場合、配線と充電設備(充電スタンド)は直接接続すること。



充電設備(充電スタンド)の施設について(3597-6条、資料3-5-11)

所要充電時間の短縮可能な交流普通充電設備
『6kW充電設備』を施設する場合の施工方法が新たに示されました。

施工事案の与条件によって、以下の3方式から適切な施工方式を選定します。

施工事案の与条件		施工方式
新築／改装	新築／改装時に6kW充電設備を計画	標準施工
既築	既存200V充電用コンセントから6kW充電設備への増容量更新	方式A
	充電設備の無い既築住宅へ6kW充電設備の新設	方式C

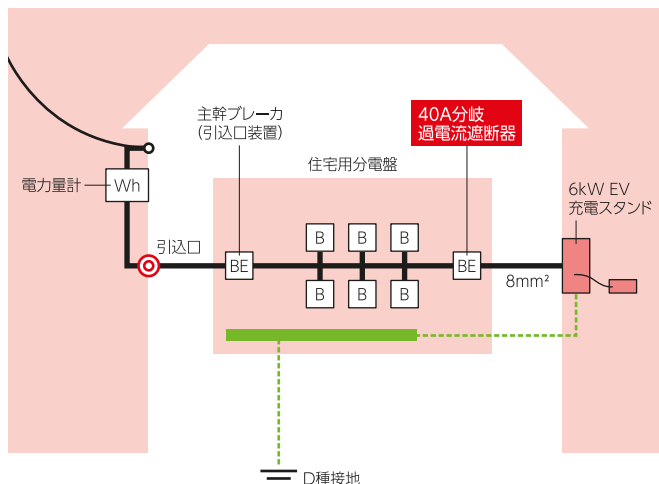
※改装：
大規模リニューアル工事のような、内装を全面的にやり替える工事の場合に該当。

NEW 電気自動車(EV)用6kW充電設備の施設例

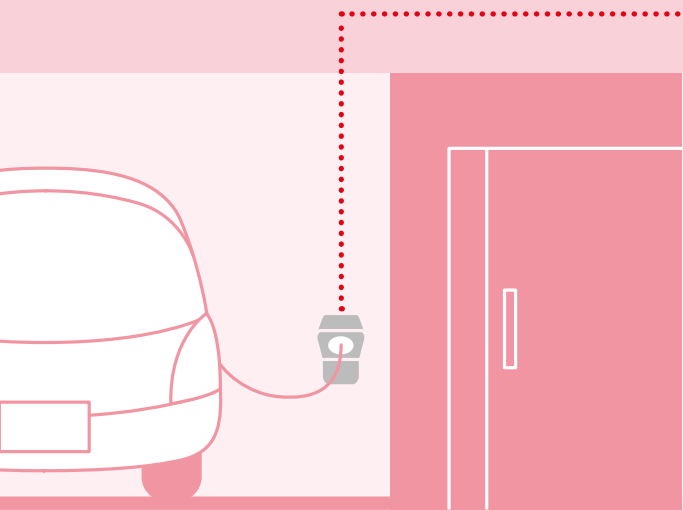
6kW充電設備については、3597節「電気自動車等を充電する日本配線システム工業会技術資料JWD-T33「EV普通充電用技術的な確認は一般送配電事業者と行うこと。

<標準施工>

住宅の新築又は改装時において6kW充電設備を施設する場合の施設方法です。



充電開始しても翌朝に充電完了しない場合があります。
でも普及が見込まれます。



コンセントの施設について(3597-5条)

コンセントは、接地極付であること。
コンセントの接地極にはD種接地工事を施すこと。
コンセントは以下の表により選定すること。

定格電流 使用電圧	15A	20A	30A
単相100V		—	—
単相200V	—		

【備考】電気自動車等充電用コンセントは、
日本配線システム工業会規格JWDS0033 (2011)
「EV充電用コンセント・差込プラグ」に準拠したものであること。

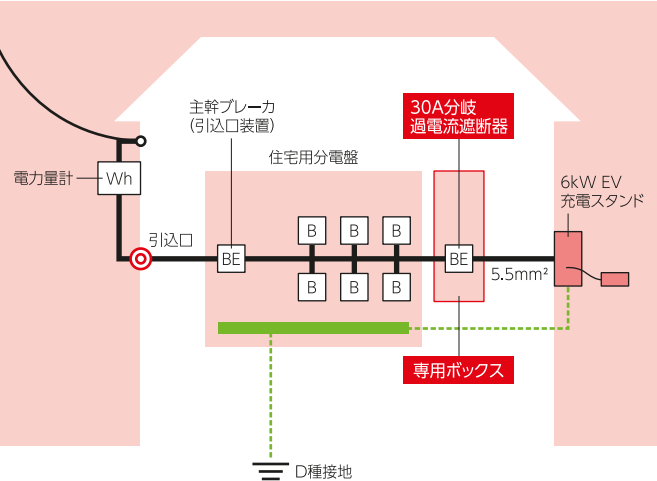


ための設備等の施設」及び
電気設備の施工ガイドライン(第3版)」5-9「6kW充電設備の施工」を踏まえ施設し、

- BE 過電流保護機能付漏電遮断器
- B 配線用遮断器

<方式A>

既設住宅において、
単相200Vの電気自動車用充電コンセントが施設され、
その電線サイズが直径2.6mm (5.5mm²) である場合、
この配線を利用して6kW充電設備に更新するための
施設方法です。



<方式C>

既設住宅において、
引込口装置の電源側に配線用遮断器を追加し、
6kW充電設備を屋外配線又は屋側配線で
施設するための方法です。

